

□ 集団で無視を続けるいじめ

高等学校 被害生徒 1年生 (A子) 加害生徒 1年生 (クラス内の女子生徒)

1 問題行動の概要

A子は、2学期のなかば下校途中に中学校で同級だった女子生徒2人と駅構内に駐車されていたオートバイを窃盗し、警察に補導された。万引の経験も過去にあった。有職少年との付き合いで遅く帰ることもあった。それらの行為を級友に自慢げに言いふらすことによって、クラス内で孤立している自分の存在を誇示するようになっていった。

ところがその結果は、「A子は悪い子だ」とクラスの女子生徒が「仲間はずれ、集団のいじめ」をするようになっていった。

2 生育歴・家庭環境等

A子は父母と兄の4人家族である。父の帰宅時間が遅く、A子との会話が少ない。父親は他の子と比較して本人を非難したり、厳しく突き放す言い方をする。

A子は明朗活発で、華やかな雰囲気をもっている。自己顕示欲が強いが自分を抑制して行動できるときは、クラスを明るく活発な方向に持っていくことができる。

3 事実の把握

A子は、遅刻、早退が多くなり、退学したいと言うようになった。担任が家庭訪問をしたとき、母親から「クラスの生徒が誰も口をきかなくなった、何かがあるのではないか。」と相談を受けた。そんな折、クラスのリーダー的存在であるB子が担任に「A子はクラスで浮いている」と相談を持ちかけてきた。担任はA子にいじめを受けているのではないかと尋ねたが、A子からは「仲間はずれの事実は聴き出せなかった」

4 問題行動の概要

(1) いじめの発覚

- ・ A子から担任に欠席の連絡が入る。「駅まで来たが、気分が悪いので帰る。精神的につらい」ということであった。担任はクラス内で、A子に対するいじめがあるのではないかと思った。
- ・ 入学後親しくしていたはずのC子が担任との懇談の中で、「A子が辞めるといふのなら辞めさせればいい。」と突き放すように言った。
- ・ 担任がリーダー的存在のB子にあらためて懇談をした。A子の学級での存在、級友の接し方などからいじめの実態が明らかになった。

(2) いじめの内容

A子は、「ノートを見せてくれない。」「靴が隠される。」「A子だけにプリントが回ってこない。」「体育時(バレー・バスケット等)にボールが回されない」「パンを注文したのにA子のがない。」「口をきかなかったり、あいさつを返さないで無視される。」などの事実を語った。

5 指導と措置

(1) 生徒指導部との連携

※いじめにあっていないことを自分からは言わないことが多い。広範囲にわたり、正確かつ迅速に調査する必要がある。

※SOSの発信である。生徒のこのような言動に教師は広角度、高感度のアンテナをはり、サインを見落とさないようにする必要がある。

いじめの実態が明らかになり、報告を受けた生徒指導部では、担任や *学年主任を交え、生徒指導委員会を開いた。そこで次のような三つの対応を検討した。

- ・ A子への対応
- ・ A子を取りまくクラスへの対応
- ・ 家庭への対応（家庭訪問をして）

(2) 教育相談係との連携

- ・ 教育相談係がA子とゆっくり話し合った。級友から相手にされない寂しい胸の内を聞き、どうしたらよいかのアドバイスをした。
- ・ 担任と教育相談係は繰り返し家庭訪問を行い、A子の学校における生活、家庭における生活について話合った。特に、*多忙な父親とも話し合う機会を設け、今後の指導の協力を依頼した。

(3) クラス内での話し合い

- ・ 担任は、*事前にB子と相談し、「楽しく、温かい、まとまりのある学級集団を作りたい。」という思いで、準備を行った。A子が学校を休んだ日、クラス内の感情のもつれを解くために、ホームルーム活動での話し合いをした。
- ・ 翌日、A子を含めて再び話し合いを持った。それぞれ、A子、級友が自分の思い、反省すべき点を述べあった。厳しい意見も出たがB子などの適切な発言もあった。「クラスのムードをこんなふうにした私達も悪かった。A子がかわいそう。」「先生の力を借りなければこんな話し合いができなかったことを後悔している。」といった前向きな意見が出されるようになった。

(4) 学年会の情報交換

このクラスでの仲間はずれの問題を、1クラスの特異な問題として片付けず、*どのクラスにも起こり得る問題として、情報交換をするなかで、今後の学級経営に生かしていくことを確認した。

(5) その後、表面的にはA子に対するいじめは出ていない。A子は、クラスでの存在が位置付けられ安定している。

6 指導上の留意点

- (1) いじめは、身体的、性格的、経済的な面等から弱い立場にある生徒に対して一方的に苦痛を与えるものである。本事例は、被害者A子にも問題行動があるが、彼女をクラスから排除しようとした集団的ないじめに発展した例である。
- (2) 高校では頑張ろうと入学してきた子が、仲間はずれにされることにより、次第に不幸福感、疎外感、劣等感等をもつようになることがある。外見上、問題行動があっても、いじめる側であると思われがちの子が、実は逆の立場にあったという例がある。
- (3) 家庭環境、生育歴に問題の原因があっても、原因究明に重点を置きすぎると、事態が一向に改善されない場合がある。その場合はむしろ、現状を出発点にして、両親との信頼関係を作り、協力して対処することが望ましい。
- (4) 一見いじめっ子のタイプの生徒がいじめられる側になる場合がある。教師側の思い込みが対応を遅らせ、深刻な事態を招くこともある。

本事例はいじめの加害者と被害者が容易に変わりうるという事例であり、担任が本人、仲間、家庭に素早く対応し、「思いやりの心を育てることをみんなで考えよう」という観点にたって指導ができ、好結果をもたらした事例である。

※学年会、教育相談係との連携を密にし、対応策を練る必要がある。

※学校側の誠意ある対応が保護者の心を開いていく。

※クラス全員にどのような集団を作っていくのか、そのためにどのような行動をとらなければならないか、明確にしておくことが大切である。

※学年会などで事例研究を重ね、横のつながりを大切にしたい。

② 部活動仲間よるいじめ

高等学校 被害生徒 1年生 (A男)、加害者 1年生 (B男、他3名)

1 問題行動の概要

いじめが発覚する1か月ほど前、A男の母親から「部活動の仲間にいじめを受けている。」と担任に訴えがあった。この問題が解決しないまま6月下旬、同じ部活動の同級生4人に練習着を無理やり脱がされ下半身を裸にされた。さらに、泣いて嫌がるA男にプロテクターを着せて殴る蹴るの暴行を加えた。

2 生育歴・家庭環境等

A男：家庭は会社員の父とパートで働く母、祖母と弟の5人家族である。

A男は体格が小柄で、性格はおとなしく、*小、中学校時代からいじめのターゲットになっていた。

※中高の道徳と日常の生徒理解を大切にす。

3 事実の把握

加害者の4名は、A男に対して暴言を吐いたり、部活動の練習では故意に体当たりなどを繰り返していた。それがエスカレートして暴力行為に至った。A男の母親から担任に再度厳しい抗議があり事実が判明した

4 問題行動の状況

(1) このいじめが発覚する1か月ほど前、A男の母親から担任に *「後ろからつかれたり、部活動の最中に蹴られたりするいじめがある。」と電話で訴えがあった。

※僅かの情報から確かな指導を進めたい。

- ・関係生徒に確認したところ、練習中に手や足が当たったのであり、また、「A男が怪我したとき、湿布で手当をしてやっている。」と答え、いじめではないと *主張するなどで確証をつかめなかった。
- ・この訴えを受けた担任は部顧問に連絡したが、部活動の練習では少々のぶつかりなどがあり、この件は部のなかで解決したいという考えから、*他の関係職員には知らされなかった。担任は、A男の母親に、*いじめとは思えないが今後十分に注意して見守っていきたいと答えた。

※十分に耳を傾けながらも不審な点に目を向ける。

※情報を公にすることで正確な情報が集まる。

※担任一人一人の認識を深める必要がある。

(2) しかし、6月下旬部活動終了後、B男を中心とした4名がグラウンドの隅でA男の練習着を無理やり脱がせ下半身を裸にした。近くで見ていた *女子マネージャーが「可哀相だから止めなさい。」と言ったことで その場は終わった。しかし、4名がA男を部室に連れて行き、体格が小さく、気が弱いため「いや」と言えない性格のA男に対して「ボクシングごっこをやろう。プロレスごっこをやろう。」といて、プロテクターを着せ、交代で殴ったり、蹴ったりした。このことについて加害者の4名は、*A男が「いい」というからボクシングなどの遊びをしたことについて正当性を主張した。

※あらゆる教育活動を通じて一層の正義感を育てる。

※弱者の気持を読み取る心がけが大切である。

(3) 翌日、A男の母親から電話による強い抗議があった。担任はいじめの内容を知り、以前の情報と直接関係する内容で、事の重大さを感じ、生徒指導部に相談に来たことからいじめの実態が明らかになった。

(4) 関係した生徒は全て同一クラスである。いじめは5月になってから始まり、暴力は今回が初めてであった。

5 指導と措置

- (1) 正確な事実確認に努めた。確認後、直ちに生徒指導主事と担任が被害者の家庭訪問をし、A男と父母にいじめの発見が遅れたことについて謝罪した。父母は「学校では解決してもらえなかった。子供の安全を守れない学校には行かせることは出来ない」と激怒する場面もあった。
- (2) A男は精神的なショックで登校できなかった。A男及び父母は *会までの苦しかった思いや悩みを十分に時間をかけて聴いてもらうことで、徐々に精神的な安定を取り戻した。
A男は数日後に登校することができ、このことが保護者の気持ちを一層和らげた。
- (3) *全ての部活動が臨時に部会を持って、互いに助け合い、励まし合い、支え合うなどの人間関係を育てることについて話し合った。
- (4) 加害者とその保護者に対しては、被害者に非はない、無抵抗のA男に対して継続して苦痛を与え、エスカレートしていく行為は絶対に許されないと毅然とした態度で臨んだ。「人の心の痛み」について親・子・教師（担任・部顧問・生徒指導部・教頭）が一緒になって話し合った。特に、*A男が「いい」と言うからボクシング等をしたのであって、いじめではないという認識、保護者のいじめの認識、自分本位の考えなどについて理解・納得させるために十分な時間をかけた。
- (6) 加害者への指導として、家庭での反省と日誌指導を継続した。2か月後には家庭での子供の生活状態について保護者から様子を聴いた。
- (7) 加害者4名は親子でA男の家に行き謝罪をした。その後は、双方ともクラスでも部活動でも全く問題はなく学校生活を送っている。

※初期対応のポイントは被害者の気持ちにどれだけ配慮できるかである。

※HR活動まで広めた話し合いが必要である。

※自分を正当化する意識、子供を守ろうとする父母に対して、時間をかけた話し合いが再発の防止につながる。

6 指導上の留意点

- (1) 早期発見・早期指導に徹することが大切である。いじめの手口が陰湿・巧妙化しており、日頃から「いじめはどこにでもある。」という認識を持つことが肝要である。
- (2) 初期の対応では、誠意・迅速な対応、正確な事実確認・安全の確保が大切である。
 - ・被害者及びその保護者の精神的苦痛を取り除き、精神的安定を図る。そのために、実態の把握と被害者の立場に立ち、的確な対策を速やかに講じることが必要である。
 - ・いじめに対して毅然とした態度で臨み、親・子・教師間で納得が得られるまで十分に話し合うことが、好ましい人間関係づくりといじめの再発防止につながる。
 - ・いじめに対する親の認識が子供の行動に大きな影響を及ぼすことを理解する。
- (3) 部活動では、上下関係・選手強化・技術の上手下手などが心理的に複雑に絡んで、部員の間での人権感覚が希薄になることがあることに留意する。
- (4) 再発防止に努めることが大切である。いじめ問題に対して一致協力できる校内指導態勢の点検と、生徒と教師の信頼関係を築きあげることが早期発見につながる。
本事例は、最初の情報を実態把握できないまま中途半端な形で決着させた為に、いじめがエスカレートして発覚した。発覚後の的確な対応で解決したものの、情報を大切にする姿勢や、初期の適切な対応、日頃から校内での連携の大切さを示唆した事例である。

③ 仲間はずれによるいじめ

特殊教育 被害生徒 高等部3年生（A子） 加害生徒 高等部3年生（B子、C子）

1 問題行動の概要

B、C子を中心とする女子生徒たちが、放課後など教師の目の届かぬ所でA子を取り囲み、言葉による脅かしをしたり、A子が声をかけても無視をしたりするいじめを行っていた。

2 生育歴・家庭環境等

A子とB子は、共に幼稚部から本校に在籍し、幼少時から明るく活発に行動していたが、学齢を重ねるにつれ、*コミュニケーション能力や人とのかかわり方などの社会性に差がみられるようになった。C子は中学校から本校中学部1年に編入学してきた。*当初はとまどいもあつたが、その後、従来からの在校生に影響を与えるようになり、B子とともに問題行動を起こすようになった。それとともに、A子とB子の仲は悪くなっていった。

3 事実の把握

夏休み後、A子の欠席が続いたため、担任、生徒指導主事等が家庭訪問をして欠席の理由を本人と親から聞いたところ、仲間はずれ、集団による無視、言葉による脅かしなどのいじめが判明した。

4 問題行動の状況

5月末に*些細なコミュニケーション上のトラブルが原因で、B、C子によるA子に対する暴行事件があった。この事件は両者とその保護者の謝罪で解決したかには見えなかったが、A子は暴行事件の怪我の後遺症が残り、時々首にギプスを巻いて登校することもあった。また、A子は同級生との交友に強いわだかまりを持っていた。

その後、A子がB、C子等の問題行動を自分の母親に告げたところ、*保護者の間でこのことが話題となったために、A子と他の生徒たちとの感情的な対立が深まっていった。いじめはB、C子以外の女子生徒たちも加わり、言葉による脅かしや叱責、集団による無視など教師の気付かないところで、長期にわたって行われていた。

5 指導と措置

(1) 暴行事件の再発防止の指導

- ・全校態勢で事実確認と指導方針の共通理解を図った。
- ・校内巡視を強化し、教師の目の届かない場所や時間帯をなくすように努めた。

(2) A子とA子の保護者への指導

- ・A子の心を開き、不登校を終結させるため、A子にとって話し易い相手である聴覚障害者の先生が、進んで家庭訪問を行った。
- ・担任、生徒指導主事、進路指導主事、高等部主事、*部活動の顧問等も連携して、休み時間の相談、交換日記、ファックス（聴覚障害のため電話の使用が不可能）等を通してA子の心理的不安や葛藤の除去に努めた。
- ・A子は本校の専攻科へ進学するつもりであったが、進路指導主事と

※障害の個人差は大きい。能力差があることによって児童・生徒間に差別意識が芽生えてくる場合があるので、障害の個人差に十分注意する必要がある。

※当初、C子が仲間はずれによるいじめを受けたことがある。編入者に対する温かい指導が必要である。

※コミュニケーションに障害のある場合、お互いの意思を十分確認させるなど細心の注意をはらい、できるだけ早期に誤解を解消しておかないと問題をこじれさせる。

※学校の指導に対する保護者の理解が得られるよう、お互いの信頼関係を築くことに全力を尽くすべきである。

※A子の得意とする陸上競技でストレスを発散させると同時に自信を回復させ、学校生活を少しでも楽しく送るよう励ますことが大切である。

も相談のうえ、本人と母親を説得し、親元を離れて生活しながら *他
県の職業訓練校へ進むよう進路指導をした。

・学級担任が中心となり、家庭内でA子と話し合いをする際には、し
っかりと事実関係を確認した上で慎重に対処することが大切である
ことを母親と十分話あった。

(3) B子とC子への指導

・きっかけとなった暴行事件は単なるけんかではなく、B、C子が加
害者の立場であることを認識させ、保護者と共にA子に謝罪させた。
・コミュニケーションの不足による誤解がいじめの重要な原因になっ
ていることを考慮し、教育相談的指導を行い、A子の気持ちを思い
やるように指導した。

(4) 周りの生徒たちによる誤解や偏見をなくす指導

・生徒会長を務め、他の生徒に影響力の強いD子のA子に対する偏見
(マザコン、チクリ)をなくすよう努めるとともに、A子の立場に
なって考え、A子をかばってやるように指導した。
・ *A子の後遺症が、仮病であるという他の生徒たちの誤解を正すよ
うに努めた。
・ A子が知的に劣り、言うこと、することが間違っただけであると
決めつけるようないじめにつながる生徒たちの言動を少しでも見過
ごさない指導に努めた。

※養育学校という狭い環境か
ら出るにより、人との
関わりを広げ、母親への依
存から自立させる指導も必
要である。また、公共職業
安定所や職業訓練校の係官
との連携も必要である。

※A子の母親の了承を得て
診断書に基づいて説明した
が、誤解を正すためには、
具体的事象を示すことも必
要である。

6 指導上の留意点

- (1) 生徒数が極めて少人数の学校で仲間はずれになった場合、他のグループに入り、新
しい交友関係で心の居場所を得ることもできず、極めて辛い学校生活を余儀なくされ
る。仲間はずれが被害生徒にとって極めて深刻な問題であることを全職員が十分に共
通認識をして指導に当たる必要がある。
- (2) 幼児の時から共同生活のため、生徒間の人間関係が親密である。したがって、小
さなトラブルの重なりが深刻なものに発展する場合がある。小・中学部とも連携して、
いじめの早期発見、早期指導に努める必要がある。
- (3) 卒業によっていじめの指導が終結するのではなく、卒業後も関係職員が定期的に会
って励ましたり、新しい環境に適応させる指導を行うなど気長な指導の姿勢が大切で
ある。
- (4) 保護者が子供可愛さのあまり子供の自立心を阻んでいる側面も見逃すことができな
い。親子の話し合いを深める中で、子供の自己自立への夢や希望が出せるように、教
師はサポートすべきである。
- (5) 加害者の生徒を含めて学校全体にいらいらした気分が鬱積し、生徒間や生徒と教師
の間の和やかな関係が失われ、それが学校内外での問題行動を多発させていた。これ
らの悪い雰囲気を払拭し、お互いの信頼関係を取り戻すことが、いじめの解決につな
がった。

その後、このいじめの指導などを教訓として、「明るい学校づくり」「信頼関係を育
む生徒指導」を生徒指導上の主眼としてきた。その結果、学校全体に明るさがみなぎり、
生徒が活力をもって主体的に行動するようになった。

④ 中学校時代のいじめに対する仕返しとしてのいじめ

高等学校 被害生徒 1年生 (A男、他校生B男、C男) 加害生徒 1年生 (D男、E男)

1 問題行動の概要

中学校の同級生であったD男とE男は、同じ同級生であった他校生のB男に受けたいじめへの報復を思いついた。同じグループの傍観者であったA男や他校生のC男も許せなくなり、A、B、C男にいたずらの手紙を出し、電話でそれぞれの反応を確かめた。被害者のおびえた様子に快感を覚え、継続的にA、B、C男を電話や手紙で脅迫した。

2 生育歴・家庭環境等

D男、E男ともに両親は健在で職業をもち社会で活躍し、祖父母が家庭で子供の養育に当たってきた。子供のことでそれまで問題もなく、家庭的なトラブルもなかった。帰宅後は、ともに学習塾に通うほかは自分の部屋でゲームや勉強をしていた。*両親は子供への期待が高く、子供がまじめに勉強しているものと思い、親子の対話はほとんどなかった。

※家庭における子供の理解が不十分である、子供の気持ちを分かるよう啓蒙に努める必要がある。

3 事実の把握

1月の中頃、A男から生徒指導部へ手紙と電話によるいやがらせと脅しがあるという被害届けがあった。A男には心当たりなどなく、加害者についての手掛かりをつかめず見当がつかなかった。

同じ頃、他校生B、C男の所にも同様のいやがらせと脅しがあった。*他校との情報交換から、加害者として中学校の交友関係が背景に浮かび上がってきた。被害者へのいやがらせと脅しの内容が中学校時代のことから、同じ中学校出身のD、E男が加害者ではないかとの疑いを持った。

※問題行動が他校とも関係する場合は、多面的な情報交換や連携が必要である。

*生徒指導部と担任による極秘の指導態勢をとって、D、E男の言動に注意することにした。被害者宅にきた一連の手紙の筆跡を調べたところ、E男の作文の筆跡とはほぼ一致した。2月下旬のある夕方、D、E男が公衆電話で被害者宅と思われる相手に電話をしているところを発見した。かねてから連携を約束していた被害者A、B、C男宅に問い合わせたところ、通話時間帯からみて、D、E男の問題行動と判断した。

※あくまでも行動に対する疑いであり、生徒の人格を傷つけないように配慮しなければならぬ。

翌日、D、E男と面談し、*疑惑の問題行動について尋ねたところ、始めは否定していたが、説得を重ねた結果、全面的に認めた。

※ストレートに尋ね、心に訴える説得や相手の立場に立たせる説得が大切である。

4 問題行動の状況

問題行動の原因は、中学校時代のグループ活動での人間関係にあった。加害者のD、E男はまじめでおとなしく、被害者のB男は成績もよく、クラスのリーダーであった。B男はD男がアトピー性皮膚炎に苦しんでいるにもかかわらず、アトピーとあだ名をつけた。仲間の前であだ名を呼び続けられたD男は、反発もできず悔しい思いをしていた。E男はD男に同情してかばっていたが、A、C男は傍観的であった。A、D、E男は同じ学校に、B、C男はそれぞれ別々の学校に進学した。

問題行動の動機は、下校途中に中学校時代のいじめが話題となったことに始まった。D、E男は思い出せば出すほど、B男の言動が許せなくなり、同じグループで傍観者であったA男とC男も含めて反省をさせる計画にまでなった。

問題行動は、中学校時代に *いじめられたことへの報復であった。その方法は、まず抗議といやがらせの手紙を出し、電話によってその反応を確かめるものであった。いやがらせと脅しの内容は、制裁という形でますます過激になっていった。D、E男は、*この制裁が正義の鉄槌と
いい、おびえる相手の様子に快感をもち脅迫をくりかえした。

※報復や制裁は、テレビやマンガの影響が大きい。

※電話による脅迫は、相手が見えないだけにかえて大胆になり、いじめる側の論理に変わることが多い。

※聞き取りは、必ず生徒の言葉をもとに、事実を確認することが大切である。

5 指導と措置

連携をしていた学校や関係諸機関に報告し、D、E男の指導を開始した。*問題行動の事実関係を聞きながら、一つ一つを確認していった。

指導に当たっては、「いじめは、いかなる場合、いかなる理由があろうとも許されない」という立場に立った。「受けたいじめの痛みはわかるが、脅迫された相手の痛みを思うと、報復という手段は許せない」と説得するなかで、D、E男は素直に脅迫の一つ一つを隠さずに告白した。

※自己中心的で、他人や社会のせいにする傾向がみられ、対話や人間関係がうまくできない生徒が多い。

D、E男の学習姿勢は、ともに大学進学を目指し、まじめによく努力をしていた。一見問題のない優等生であるが、成績や学歴に異常なこだわりをみせ、*人生観や価値観に歪みがみられ、生活姿勢にも問題があることがわかった。家族との対話はほとんどなく、学校での交友関係も少なく、最近ではD、E男に限定されがちであった。

※自らが反省し、自らの生活を立て直す自己決定の場を与えることが大切である

指導に当たっては、まず、「何が間違っていたか、何が悪かったか」を確認させ、「報復という手段は間違いであり、脅迫という方法は犯罪である」ことを理解させた。さらに、*「なぜこのような問題行動となったのか」を考えさせ、生活姿勢の見直しを決意させた。そして「このあとどうしたらよいか」を考えさせ、被害者のA、B、C男及びその家族に誠意を尽くして謝罪することを約束させた。

※子供の現実を正しく認識し、指導を納得してもらうことが大切である。

保護者に対しては、両親に来校してもらい、*問題行動の事実を説明し、ことの重大さを認識してもらった。そして、家庭での生活を見直し、生活を立て直すように約束してもらった。

※家庭での特別指導は、親子の対話や共同作業なども取り入れるが必要である。

被害者宅への謝罪が終わったところで、*家庭での特別指導に入った。生活の見直しとして、自分の在り方・生き方と人間関係について反省文を書かせ、学習課題を与えた。

特別指導が終わってからも、担任と生徒指導部による教育相談的な指導を3月末まで続けた。D、E男は指導によく応えて、2年生に進級した。現在、新たな自己発見と主体的な活動をめざして努力している。

6 指導上の留意点

- (1) 中学校の段階では心身の発達の差が大きく、学級やグループの中で差別や偏見を生みやすい、単なるふざけやいたずらがいじめにつながるように注意したい。
- (2) 高校1年生は、中学校の仲間を中心にした生活から高校の個人を中心にした生活への変化に対応できず、不登校など学校不適応におちいることが多い。この変化への対応を見極めるきめ細かな生徒理解が大切である。
- (3) いじめの問題を指導する時は、いじめられる側の立場に立って、いじめの存在を認め、いじめは許せないという姿勢で解決にあたるのが大切である。
- (4) いじめの問題を解決するためには、加害者に一つ一つの言動を被害者の立場に立って考えさせ、被害者に対して誠意をこめた反省と謝罪をさせる必要がある。
- (5) 特別指導は教育的な配慮で行うものであるから、生徒の反省や生活の立て直しに効果が上がるものでなければならない。

⑤ 気晴らしの卑劣ないじめ

高等学校 被害生徒 1年生 (A男、B男) 加害生徒 1年生 (C男、D男、他3名)

1 問題行動の概要

C男は入学以来、教室の中で生徒に言い掛りをつけては *何回も口喧嘩や暴力事件を起こしていた。3学期に入り、C、D男が中心となり同級生のA、B男に対して、ズボンを取がせたり、*気分が悪いと言っては殴ったりしていた。

※いじめとしてのとらえかたも必要である。

※教育相談的対応が必要と思われる。

被害者Aは加害者と中学校の同級生で、性格がおとなしくいじめの対象となった。被害者Bは加害者と小学校の同級生であったが、別の中学校に進学した。高校に入り再度同じクラスとなったが、以前のようにつき合わなかったため、気にいらぬという理由でいじめを受けた。

2 生育歴・家庭環境等

C男：4人家族で、両親共働きの平均的な家庭であるが、C男が小学生のときに、母親は子供二人を連れて家出をしたこともある。C男は父親とほとんど話をしたことがない。兄は高校生の時いじめられたことが原因で中途退学している。

D男：母親はD男を連れて家を出ており、父親とは別居中である。兄は高校生の時いじめられていた。

3 事実の把握

帰りのSHRが終わったとき、教壇にいた担任のところへA男が「もう我慢できん。*先生に聞いてもらいたいことがある。」と言ってきた。すぐに本人から事情を聞いたところ、集団による比較的長期にわたるいじめが行なわれていることがわかった。

※担任との日常の信頼関係ができてることが大切である。

*いじている生徒二人をすぐに呼び、事実確認をしたところ、いじめの事実を認めた。

※いじめへの早い対応が、生徒の信頼を得ることになる。

4 問題行動の状況

(1) A男に対するいじめ

D男が10月下旬から休み時間にA男の教室に来て、理由もなくA男を突然殴ったり蹴ったりしていた。その後、ほとんど毎日A男の教室へ来ていじめを繰り返すようになった。そのため、*A男は休み時間になるとトイレや図書館へ行くなどしていじめを逃れようとした。

※典型的ないじめのケースであり、担任はやく気付ける必要がある。

1月下旬になって、突然C男を連れて、*A男の部活動の場所へ来て殴った。その後は、C、D男によるいじめが続いた。2月中旬になって二人はA男のズボンを他の生徒のいる前で脱がせた。下旬にはA男と他の生徒とのもめごとを聞きつけ、A男からお金を脅し取ろうとした。G男も日常的ないじめに時々加わっていた。

※部顧問は部活動の状況を把握していることが大切である。

(2) B男に対するいじめ

1月下旬、*E、F男たちを中心としてB男をからかっていじめていた。その間にC、D男も加わり頭などを殴ったりした。

※クラスとして暴力防止の取り組みが必要である。

2月中旬、A男のズボンを脱がせた日、B男をいつものようにいじめたところ、B男が怒って殴り返したために、C男も怒ってバケツでB男の頭を殴った。

これを聞いたD男は、気に入らないと言ってB男を殴った。B男に対するいじめは、A男の話から分かってきた。

5 指導と措置

- (1) *A男が訴えたその日のうちに、中心人物のC、D男から事情を聴き事実確認をした。
- (2) 事実確認をした後、加害者と被害者双方の保護者に来校してもらい事情を説明した。
- (3) C、D男は、以前にも暴力行為等で指導を受けているので、学校で学ぶことの意味や目的を確認させたるため、家庭での反省の機会を与えた。さらに、他人への思いやり、同級生や仲間との共同生活等について保護者とともに話し合うことを指示した。
- (4) C、D男以外で、いじめに加わっていた生徒は保護者にも来てもらい、学校長から被害者への対応について、家庭でもやってもらいたいことを話した。そして生徒の立ち直りや今後の生活の在り方についての協力を求めた。
- (5) 翌日、*ホームルーム活動を設けて、学年担任団と生徒指導部が中心となって、学年集会を開き、いじめの事実を説明した。
*そこでは、暴力の否定、いじめの否定について学校側の強い決意を説明し、人権の大切なことや思いやり、いたわり、良心をもって生活することの大切さについて話した。同時に、加害者に対しても今後、いろいろな形で援助していきたい旨を話した。
- (6) 今回を含め生徒間のいじめについて知っていることを、学年全員から*一人一人個別に教師が聞き取りをした。全員から聞き取りをした後このいじめについての考えを書かせ、これを基に継続してホームルーム活動を行った。話し合いの中で、いじめについての考えを交換し、いじめの重大性を認識させた。さらに、*いじめた生徒を今後どのようにクラスの中へ受け入れていくか、また、彼らが集団の中で孤立し、同じことを繰り返さないよう話し合いをした。
- (7) C、D男は学力的にも問題がある生徒だったので、3月中登校させ、教科指導だけでなく、生活のしかたなども含め*多くの教師が個別指導を行った。

6 指導上の留意点

- (1) 生徒の訴えで直ちに学年集会を開き、いじめの事実を知らせている。このとき、加害者へ十分な配慮をしながら、いじめの重大性についての認識をさせることが大切である。
- (2) 生徒からいじめられているとの訴えがあることは、日常、生徒との信頼関係が保たれているものと考えられる。生徒との好ましい人間関係が日常の教育実践の中で確立されていれば、いじめの早期発見につながる。
- (3) なぜこのようないじめが発生したのかを明確にし、その背景をさぐり、全教職員でいじめの対応等について話し合いを深める必要がある。
- (4) 速やかに家庭に連絡し、保護者といじめの重大性について話し合いをもつことが、問題解決のうえで大切なことである。

※素早い対応で事実の確認をすることが大切である。

※いじめを生徒全員のものにするのは大切である。
※該当者がいるところでの説明は、人権に関わるので細心の注意が必要である。

※方法を誤るとまずい結果を招く恐れがあるので、事前準備が大切である。

※加害者といえども全員で受け入れていくことは大切である。

※教職員全体で対応していくことは大切である。

⑥ 執拗ないやがらせによるいじめ

高等学校 被害生徒 1年生 (A子) 加害生徒 1年生 (B子、C子、D子、E子、F子、G子、H子)

1 問題行動の概要

4月中旬～6月中旬にわたり、A子に対し、同じクラスの7名が色付きリップやイヤリングを着けるよう強要したり、容姿についてのいやがらせなどを繰り返していた。

2 生育歴・家庭環境等

A子：長女として大切に育てられ、家庭や学校では「いい子」である。性格はおとなしく、目立たない。

B子：7人家族である。家庭内でのトラブルが多い。1人では何もできないが、複数になると、リーダー的な役となることが多い。C子とは特に気が合い、目で合図しながら行動をする。

C子：6人家族である。性格は明るく、ものごとにこだわらない。入学当初より勉強にあまり身が入らず、落ちつきがなかった。*今回の事件で指導後もなかなか心を開かず、問題を抱えている。

3 事実の把握

出身中学校がすべて異なる7名はA子をいじめることでグループ化してきた。

担任は、クラスの中で加害者等の行動について気になっていた。特にB、C子が中心になり勝手な行動をしていると気付いていた。5月には*「いたづら」があることを察知し、クラス全員に「いじめ」について話をした。また学級懇談会の折、保護者に対してもクラスの中に「いじめがないこともない」と、全体的な話をした。

6月中旬、A子の母親は担任に*「娘がいじめられて学校へ行きたくないと言っている。相談に乗ってほしい。」と電話をしてきた。すぐに母親とA子に学校へ来てもらい、事情を聞きいじめの全貌が判明した。

4 問題行動の状況

4月中旬席替えの時、C子が席を変わってほしいと言ったことに対しA子は変わらなかった。そのことについてB、Gも加わり「何で変わらんの」としつこく迫った。このことがきっかけでB子はA子に対し色々な嫌がらせをするようになった。「辞書とって」「何で返事しんの」「しゃべりゃー」「体育館シューズとって」など、また5月には無断でB子はA子の筆箱を調べ、中にアメがあることを見つけ、先生にわかるよう、嫌がらせをした。「筆箱のなかに入るとるやんか、ウソつかんといて。」「かくしたって、うちんたあーみんな知っとるんやで。」と7名全員でいじめている。

B、C子は担任の話、親の注意に対し、*A子が担任にチクったととらえ、嫌がらせをエスカレートしていった。

6月F子が、色付きリップとイヤリングを学校へ持ってきて、B、C、F、G子が中心となり、A子に「Aちゃん、これつけるとかわいいよ、リップぬりゃあ」などと言い、着けることを強要した。なおこの頃A子の顔のことについて、*「何で口とじんの、歯出とるよ」など嫌がらせ

※担任と生徒との人間関係の難しさがある。

※些細なことも見逃さない姿勢が大切。話の仕方・内容についての工夫・配慮が大切である。

※保護者との信頼関係を得ることが、いじめ早期発見に欠かせないことである。

※多くの場合生徒はこのようにとらえる。話し方によっては学校で分からないところでのいじめに発展する危険性がある。

※女子特有のいじめ。身体

をするようになっていた。(A子は多少前歯が出ている)

A子はいたたまれなくなり、「学校へ行きたくない。」と母親に訴えるようになった。(3日間欠席をした。)

5 指導と措置

親からの電話を受け、担任はすぐその日に事情を聴く。A子から名前が上がった7名について、翌日呼び、事実確認をした。7名は事実を素直に認めたので、すぐその日に親を呼び状況を説明した。なお、この時担任は、生徒指導部に同席してもらうよう要請をした。

指導委員会では、*①加害者たち1人1人に、自分たちの行為が1人の人間の心をいかに傷つけ、苦しませていたかをわからせること、②加害者の保護者に対しては、親子で「いじめ」られる側の立場に立ったときの気持ちを話合うことと、親が子に対する「思い」を話してもらうことを指導の柱とした。そのため、教育相談係と協力し、カウンセリング中心の指導をすることにした。

加害者たちは初めは「からかっているだけ」*「自分たちが話し掛けるのに、A子が無視するような態度をとるので、A子が悪い。」「けっこうちょうすいとるねえ、普通ああいうタイプの子はそんなふうに言ったりとかしんのにおえ。」などと言い、自分たちが悪いことをしたという意識を持っていなかった。

加害者たちはカウンセリングを繰り返すうちに、A子がそんなに苦しんでいたこと、自分たちのしたことが、同性に対し、言ってはならないことを言ったことなど、*自分たちの行為について反省できるようになった。

A子と保護者に対して、加害者たちが心から反省していることを伝え、今後、好ましい友達関係をつくり、楽しいクラスにすることを約束した。

的なことに対するいじめは最も卑劣な行為であることをしっかり指導する必要がある。

※いじめの指導では、人間として備えるべき基本的な生活習慣・態度を身に付けることが大切である。

※被害者に原因があるととらえてはならない。

※相手を思う気持ちになるカウンセリングが大切である。

6 指導上の留意点

- (1) 生徒たちの日頃の生活の中で、ちょっとしたいたづらを見逃すことなく、クラス全員にいじめについての話をし、加害者たちに間接的な牽制球を投げている。しかし、加害者たちは自分たちのことを言われていることは気がつくが、具体的に誰と特定されなかったことをいいことに、更にいじめをエスカレートさせていた。クラスで話をしたから“指導はすんだ”と判断することは早計である。
- (2) 被害者にとっては、先生がクラスのことをよく見ていてくれることで、親近感を持った(人間関係が深まった)。いじめであっても、親子で担任に相談できるような信頼関係を深めることが大切である。
- (3) 話の仕方によっては、加害者たちは被害者がチクったととらえ、一層いじめを激しくすることもある。いじめられた子への報復があることも充分配慮することが大切である。
- (4) いじめ問題解決を担当教師の力量ととらえている限り、問題は本質的に解決されない。本事例の場合は担任・生徒指導部・教育相談係がうまく機能して、問題解決が早く解決した。

Ⅶ 暴力行為をチクったとの理由によるいじめ

高等学校 被害生徒 3年生(A男)、加害生徒 3年生(B男、C男、D男、E男、F男)

1 問題行動の概要

日頃つきあいが悪いA男に不満を抱いていた同級生5人が、生意気だとの理由から呼び出して暴行を加えた。そのことを知ったA男の親が一旦は担任に指導を依頼してきたが、その後、*報復を恐れ、親同士で解決するので学校は調査をしないでほしいと依頼してきた。

※いじめが見えない最大の原因となっている。相談できる信頼を得ることが大切である。

A男の親は、知り合いの加害者B男の親を通じて、本人たちに再び暴力が起きないように働きかけたが、その対応のまずさから十分な理解を得ることができなかつたために、加害者たちはかえってA男がチクったことを不満として威圧やいやがらせ行為を行うようになった。

2 生育歴・家庭環境等

3 事実の把握

暴行を受けた日の夜、被害者の親から学校に連絡が入り暴行事件を知ったが、親同士で解決したいとの強い意向があったため、やむなく静観していた。

10日ほどのち、学校で加害者たちに呼び出されて怖くなったA男が担任のところへ逃げてきたことから、問題が解決できずいじめに発展していることが分かった。

4 問題行動の状況

親が学校へ調査をやめてほしいと言ってきた時点で、親だけでの対応には一抹の不安があるため、学校の考えを説明して指導を任せるように説得をしたが、保護者の*理解が得られないためやむなく静観することにした。

※任せることもあるが、その場合でもまかせきりにしないで、方法の確認や必要な示唆をするなどの側面的援助が必要であろう。

A男の親は、知り合いのB男の親とB男に「二度とチョッカイをださなければ今回のことはなかったことにするから、他の加害者たちにも伝えておけ。もし理解しない者がおれば教えろ。」「もし今後いじめたりしたら警察へ届け出る。」と連絡をした。

B男は、C、D、E、F男に伝えると同時に、伝えた旨をA男側に報告した。しかし、C、D、E、F男の親には伝えていなかった。

このような状況であったことから、加害者から謝罪もなく誠意が感じられないため、A男側には、不満と不安が残った。

一方、加害者側は、A男の親の話が威圧的で脅し的な内容であることや説明不足から、逆にA男が親にチクったという不満と学校に知られたらという不安を抱かせる結果となり、A男に電話などで脅しをかけていた。そして、暴力行為のあった日から10日ほどたってA男が登校したときに、弁当や靴を隠すなどの嫌がらせをしていた。

その翌日、加害者たちがA男を強引に呼び出そうとしたため、A男は担任のところへ逃げてきた。

*担任はA男を保護して自宅まで送って親に事情を説明し、今後は学校が指導することの了解を得て、指導に入った。

※いじめがわかってからの素早い適切な対応が、解決を早めた。

5 指導と措置

(1) 第1回生徒指導委員会を開催し指導方針を確認

- ・関係保護者に学校の考えを説明し、今後は学校が中心となり、保護者の協力を得て指導することの理解を得る。
- ・加害者に対しても、あくまでも教育的な指導を心がける。
- ・被害者が学校へ安全に登校できる状況をつくる。
- ・関係者及びその保護者から事情を聞き、事実確認と原因を掴む。
- ・*加害者への事実確認は、時間を決めて一斉に家庭訪問をして行う。
- ・加害者には、事実確認がすむまで*自宅待機をさせる。
- ・事実確認の結果に基づいて指導方法を考え、指導に入る。

(2) 事実確認後、第2回生徒指導委員会を開催し指導方針を確認

- ・加害者本人及び保護者に安易な受けとめがあるため、問題の重大さを説明し、保護者には学校の指導の考え方などについて十分理解を得たうえで協力を依頼する。
- ・*加害者には、職員が付き添いきちんと謝罪をさせる。
- ・*学校も被害者宅を訪れ、謝罪のうえ、加害者への指導についての理解を得る。また、事件当初の被害者の対応についての問題点を指摘し、今後は学校と協力して指導にあたるよう理解を得る。
- ・加害者には保護者の協力を得て、家庭で反省する機会を与える。
- ・*全教職員が協力をし、被害者及び加害者の様子を観察する。
- ・被害者の安全確保と同じような問題の発生を防止するため、ホームルーム活動などで指導する。また、*いじめ的な行為が発生した場合には必ず学校へ届け出て解決を図るよう指導する。

(3) 指導の結果

指導中のある生徒の「*暴行したあと、学校に知られたらという不安と、A男が親にチクったという不満があったためイライラしていたが学校に知れてしまった今は、むしろ気持ちがスッキリした。」ということばが示すように、指導後はいじめなどのトラブルもなく、A男も以前のように元気に登校している。

6 指導上の留意点

- (1) 暴力行為については、学校が指導する必要がある。内容や状況によっては、保護者等に任せることもあるが、そのような場合には任せきりにしないで、方法などの確認や適切な示唆をするなど、側面的な援助が大切である。
- (2) 自宅待機については、報復が心配されるなど、被害者の安全確保等のために必要なことがある。しかし、自宅待機は指導上やむを得ない場合に限り実施すべきである。
- (3) いじめは、加害者と被害者の受けとめ方のちがいが感情のずれが生じ、解決を遅らせることもある。いじめについては毅然とした態度で指導する必要がある。双方の気持ちや立場を十分に理解・尊重して指導に当たることが大切である。

本事例は、一旦は親の意向を尊重し静観することにしたが、いじめを知ってから親を説得して素早く対応したため、初期の段階で問題が解決できたことを示すものである。

このことから、早期対応の大切さはもちろん、日頃の指導を通して生徒や保護者との信頼関係を築き、気軽に相談できる関係を作っておくことが早期発見につながることを学ばせてくれる事例である。

※口裏あわせをして事実を隠すことがある。

※必要な場合があるが、学校の場合だけによる安易な処置として行わないように注意したい。

※反省すべき行為について相手にきちんと謝罪させることは指導の第1歩である

※学校のこの誠意さは信頼につながっていく。

※再発を防ぐためのこうした見届けが大切である。

※安心して相談できる信頼づくりと学校の指導姿勢づくりが必要である。

※加害者にも心の重荷になっていたことが分かる。

※早期の発見・指導が双方にとって大切なことである。

㊦ 自己主張の強い生徒へのいやがらせによるいじめ

高等学校 被害生徒 2年生 (A子) 加害生徒 2年生 (D子、他5名)

1 問題行動の概要

A子は学業に優れているが「級友への接し方が悪い」、時には「他の生徒を見下すような言動がある」と誤解され、特に正義感の強いグループから再三いやがらせを受け、ついに学校を休むにいたった。

2 生育歴・家庭環境等

A子は両親と妹の4人家族で、両親は子どもの教育に熱心であり親子間の会話も多い。A子は遠方より通学しているが欠席・遅刻・早退はほとんどない。また、A子には親しい友人が少なくB、C子と3人でグループを作っていた。

加害者たちは部活動を通じての友だちで、活発なところはあるが、これまで問題行動を起こしたこともなく普通の生徒である。

3 事実の把握

A子が風邪で欠席するという連絡が母親からあった。その数日後、B子が登校すると、A子の机の上に「学校へ来るな」「死ね」など落書した紙が貼ってあった。B子はこれを破り捨て、A子が学級でいじめにあって欠席していることを学級担任に申し出た。

4 問題行動の状況

学級担任から生徒指導部に連絡があり、生徒指導主事は学校長と相談のうえ、学級担任に対して事実の確認を指示した。

(1) 級友や加害者たちの行動

① A子が教科や実技等に関して学級の最優秀者であることは、学級の全員がほぼ認めていた。しかし、級友は下記のようなA子の言動に反感を持っていた。

・授業中に教科担任から感想文等について級友がほめられたとき、A子は級友の作品を評価して「私ならもっと上手にできるのに」とけなした。

・*A子はC子やその他おとなしい子に平気でコピー等の使い走りをさせていた。

・期末考査ではA子は「なぜ私が2番なの」とわざとらしく成績表を見せびらかした。

② 加害者たちはA子の言動に対する反感が重なり、初めのうちA子と口論することが多かったが、やがて公然とした罵声や落書にエスカレートしていった。また、級友の中にもA子の日常の言動について改善を求める声が聞かれた。

(2) A子と学級担任の関わり

① 修学旅行で*旅館の部屋割りをしたとき、加害者たちは自分たちのグループにA子が入ったことにクレームをつけた。しかし、全員が納得して決めたことで、それ以上のことはなかった。

② その後、C子がA子のグループから締め出されたことがあった。

*A子は加害者たちから責められ、落ち込んでいたが、学級担任が気

※加害者たちはA子のいじめととれる行動に立腹した点もみられる。

※6人のグループとA子の間には、常日頃何かある(サイン)ととらえ相談にのっておく必要があった。

付き、勇気づけた。

5 指導と措置

(1) 学級担任が家庭訪問をし、学級内の問題、特に、グループ間の問題についてA子や母親と話し合った。

① 学級担任はA子が学業に関してすばらしい生徒であることを学級のみんなが認めていることに触れながら、級友も努力しているのでA子に余力があるなら級友を励ますような言葉づかいや態度で応援してやってほしいと話をした。A子は学級担任の話を理解して翌日から登校することを約束した。

② A子は学校でのいじめの様子を母親に具体的に話しており、母親は娘の苦しむ姿を見て心配していた。そこで、学級担任はA子の母親に謝罪するとともに、加害者たちにはいじめた行為を反省させることと、今後明るい学級経営に努めることを約束した。

(2) 学級担任の報告に基づき生徒指導委員会が持たれた。加害者たちはA子を理解しようとせずA子の言動を批判し、「死ぬ」などの落書きや罵声をあびせて孤立化させた。また、加害者たちは被害者が登校できないことを気にしているが、*学級のためという正義感の行為と主張した。この行為は暴力行為であるが反省も見られるので生徒指導主事の訓戒とした。

(3) 生徒指導主事から集団生活の在り方などについての指導をした。

(4) 生徒指導主事の訓戒後、A子が登校しているので、学年主任と学級担任は当事者どうしを話し合わせ、誤解を解消し間違いを互いに正していこうとした。しかし、A子とB子、加害者たちは生徒どうしで話し合いをさせてくれというので学級担任はそれを認めた。*本人たちから、話し合いの内容は聞いてないが誤解の解消ができたと担任は判断した。

(5) 後日、学級担任はホームルーム活動のテーマを変更して「人の心を傷つける言葉」や「クラス内のグループ化の善悪」等の話し合いを実施し、明るい学級づくりをめざした。

6 指導上の留意点

(1) 級友の通報によって、A子が欠席して数日後にいじめにすばやく対応することができた。風邪を理由にして欠席が数日間続く場合等、小さなサインでも見逃さないことが大切である。そのためには保護者との信頼関係づくりが必要である。

(2) 入学あるいは進級後、学級内にグループが形成される。いじめはグループ内やグループ間で生じていることが多い。学級担任は、特に、各グループ内の生徒の動きやグループへ出入りする生徒の動向に留意する必要がある。

(3) 教師は「出る釘は打たれる」の考えを打破しながら個性を育てねばならない。教師が「個性」について生徒に適切な指導をしないと、生徒は人間関係の未熟さから人権に関わるトラブルを起こす場合がある。

※A子から本格的なサインが出て、担任はA子を支えているが、加害者側やクラス全体への指導も必要であった。

※たとえ、学級のためという正義感でも、いじめは許されない。

※生徒たちの自浄作用も考えてのことであろうが、不十分と思えば指導しなければならぬし、確認しておく必要があった。

㊦ 中学校時代のいじめが再発したいじめ

高等学校 被害生徒 2年生（A男）、加害生徒 2年生（B男、C男、D男、E男）

1 問題行動の概要

中学時代にいじめの対象となっていたA男に対して、中学時代の同級生のB男と、別の中学校から進学してきたC、D、E男の4人が同じバス通学となり、言葉での嫌がらせやカバン持ち、使い走りなどのいじめを行った。

2 生育歴・家庭環境等

A男：成績は中の上、性格は温和で何事につけても消極的である。経済的に恵まれ、友人の嫉みを買うことがあった。A男に対する家庭の姿勢は甘い。

B男：短気で、学校の指導に対して反抗的な態度をとることがある。父母、妹の4人家族。家庭での会話はあまりなく、父親とはほとんど話さない。

C男：父母、兄の4人家族。個別指導に対しては素直に従うが、周りに他の生徒がいると反抗的な態度をとる。

D男：父母の3人家族。父親は子供の教育に無関心である。問題行動を何度も繰り返し、学習意欲も乏しい。

3 事実の把握

1年間寮生活を送ったA男が、2年生になりバス通学を希望した。ところが、バス通学に切替えると同時に *遅刻が頻繁になったため、担任が家庭訪問を行った。父親から生活状況などを聞いていくうちに、バスの中で数名の本校生徒からいじめを受けていることを聞いた。本人が加害者との同乗を避けて、次のバスに乗るため遅刻が増えている事実がわかった。

※担任の早い対応がいじめの早期発見につながった。

4 問題行動の状況

A男は中学時代「ブツブツと文句をよく言う、しんきくさい。」などと *級友から嫌がられたり、悪者扱いされたりすることがあった。中学時代の級友から離れたい気持ちがあつて本校に入学した。しかし、バス通学者の中に、「A男をいじめるとおもしろいぞ」と中学時代のA男を知っているB男がC、D、E男に話したことからいじめが始まった。いじめの内容は嫌がらせ、カバン持ち、使い走りなどで、時には物を投げつけることもあった。度重なるいじめがあつたためA男はB、C、D、E男が乗るバスを避け、次のバスで通学することが多くなった。また、このいじめが徐々にクラスの中でも行われるようになった。

※クラスの雰囲気はいち早く察知する観察力が望まれる。

5 指導と措置

(1) 発覚直後の指導委員会（校長・教頭・生徒指導担当者・学年主任・担任）で、いじめについての指導方針を決定、全職員の意志統一を図った。直ちにいじめの全貌を細かく調査し、問題の本質の解明に当たった。該当生徒から事実確認をすると同時に、事実の背景に隠されていた中学時代の「嫉み」からのいじめなども考慮し指導計画を立てた。

(2) いじめに関わった生徒の保護者を集め、 *学校の指導方針について

※平素から、保護者、PT

事情を説明し、理解を得て学校の指導に対して協力を依頼した。

(3) この問題の根底にあるものは「集団による個人の疎外」である。担任は単に暴力否定だけの表面的な問題として終わらせないように配慮しながら指導を進めた。発生したいじめの問題を仲間づくりの教材でもあるととらえ、生徒が自分たちで学んでいけるように提示した。

① 問題を総合的に分析、整理して、生徒に説明した後で話し合いをさせ、感想文を書かせた。

② *クラス全員に、A男の立場に立ったつもりでの作文を書かせた。

③ いじめられる子の苦しさをビデオや新聞記事などで学ばせた。

このような話し合いの中で *「いじめ」の意味を理解させ、A男に対する行為が人権を無視したものであったことを認識させることができた。

(4) 加害者のB、C、D、E男に対しては、*自分たちの行為が単なるふざけや「A男が悪いから」というだけでは済まされない重大な過ちであることに気づかせていった。

(5) A男をとりまく集団は、はじめ、この問題の本質をとらえることができず、学校の大がかりな指導に対して「これくらいのことで……」と思う生徒もいたが、学校が筋道を立てて指導し、話し合い、説得を続けていくことで、親と子供の両方に「人間尊重」と「仲間づくり」の大切さを理解させることができた。

6 指導上の留意点

(1) 些細と思われることでも迅速に対応する。特に家庭訪問により、子供が教師に話しにくい実態を把握したり、学校の対応が親にも伝わるように配慮したりする。

(2) 指導委員会の方針を全職員に徹底し、表面的な問題だけでなく、事実の背景を確認し、曖昧さを残さないようにする。

(3) いじめの問題について生徒に話し合いなどをさせる場合は、単に、生徒の自主的な解決にまかせるのではなく、担任の十分なリーダーシップのもとに行わせることが望ましい。

(4) 問題が起こってからではなく、いかなるいじめ（暴力）も、人間の尊厳を傷つける行為として絶対に許さないという姿勢を、学校、教師が平生から持ち続けていることが大切である。

A役員には学校の基本方針などについて理解と協力を求めておくことが大切である。

※弱者の気持ちについて共感的に理解させたい。

※いじめる者、同調する者、傍観する者、いずれもいじめを助長する行為であることをわからせることが大切である。

※いじめた側の生徒に対して、説得力ある指導が大切である。

Ⅳ 長期間にわたり金銭を強要し続けるいじめ

高等学校 被害生徒 1年生 (A男)、加害生徒 1年生 (B男)

1 問題行動の概要

中学2年の夏休み、A男は間違えて女子トイレに入ったのをB男に見られて「皆に黙っていてやるから、五千円持って来い。」と脅かされた。A男は言われるまま金を渡した。それ以来A男は何かにつけてB男にお金を脅し取られ、高校入学後も続いた。6月ごろA男はそれを苦にするあまり胃潰瘍になり、学校をよく休むようになる。

2 生育歴・家庭環境等

A男：両親共働きで、弟、祖母の5人家族。おとなしい性格で、中学時代は数名のグループからたかりの的になっていた。性格的には非常に真面目で、やや気の弱そうな面もあった。

B男：両親共働き。母親は口やかましく、B男の金遣いの荒さを注意していたが、子供の金の出所については何も知らなかった。A男が登校拒否になったのは、自分のせいではなく、中学からすでに登校拒否の傾向があったのではないかと担任に話すほど「いじめ」の認識が薄い。以前は、A男と仲が良く行動を共にしていたが、グループでA男がたかりの被害者になってからは、自分もたかるようになった。

3 事実の把握

A男は6月に入ってから、*胃が痛むということで通院し、欠席が多くなった。検査の結果「胃潰瘍」と判明した。その後、*担任は生活の覇気のなさを心配し、何回も家庭訪問や電話で「何か悩んでいないか。」と聞いたが、A男はその都度「なにもない。」と否定していた。

6月22日、A男の母親から担任に、「B男が学校へ行こうと誘いに来るが、子供は通院のため気がすすまないようでした。しかしB男の誘い方があまりにも強引なので心配になり、子供に聞いたところ、恐喝されていると話した。驚きと心配のあまり電話しました。」という連絡を受けて事実がわかった。

4 問題行動の状況

中学2年の夏休みから、B男はA男に対し、女子トイレの件、テストの点数が悪かったことなどをもち出して恐喝を続けた。更に金を貸しては倍返しさせたり、遊びで金が必要なときは全部金を払わせるなどいじめが卒業まで続いた。高校に入学してからも、ボーリング代、CDの代金などを払わせたり、*昼のパン・ジュース代を貸して、法外な金を脅し取るなどした。A男は、母親に打ち明けるまでに数万円の金をB男に言われるがまま渡していた。

B男は、A男が中学の時にいじめられていたこと、生徒間で金銭の貸し借りが横行し金銭感覚がマヒしていたことなどのために担任から幾度となく注意を受けたが、いじめをやめることができなかった。更に、事実確認の際にも、B男には罪の意識がなく、「軽い気持ち」でいたことがうかがわれる。*A男は、B男が学校で事情聴取されていると知ると、早退してしまうという気の弱さで、*親に打ち明けるまでは、誰にも相

※生徒からの「SOS!」サインを見落とさない。発見に努力を!
*日頃から極め細かな生徒理解が必要である。

※見えにくいいじめを見ぬく目や感性を磨くことが必要である。

※教師が最後まで自分を守ってくれるという安心感を持たせることが必要である。

※生徒理解などの検査など

談できず、胃潰瘍を患うほど一人悶々と悩み苦しんでいたと思われる。

5 指導と措置

- (1) B男から事情聴取をして、事件の全貌を明確にした。
- (2) *事件が中学の時まで遡るため、中学校に事実の確認をした。
当時の両名の関係などを聞いたが、よく把握されていなかった。
- (3) B男の保護者に来校を求め、事件の内容を話し、A男と保護者への謝罪と脅し取った金品の弁償をするよう依頼した。
- (4) B男の家庭訪問を繰り返し実施し、A男の立場に立って物ごとを考えさせるように指導した。
- (5) 被害者のA男と保護者に、事件の全容を説明し、B男が二度とこのようなことはしないと反省している旨を伝えた。
- (6) 全職員に事件の報告をした。今後の指導として *生徒の動向に気付き、いつも生徒と接触するなかで、生徒からのシグナルを見落とさないよう細かいところまで気を配り、指導することを確認した。
- (7) ホームルームでは、各担任が「いじめ」「思いやり」「お金の貸し借り」などについての話をした。
- (8) *被害者のA男は、その後も学校に来ることができなかった。そこで、学級担任が家庭訪問や電話で「解決したから安心して来るように」と話したが、A男は「胃の調子が悪い」更には「学校がつまらない」と言いだした。頑張るよう励ましたが、2学期の初めに「頑張ってみる」と言ったものの3日來ただけで不登校状態が続き、遂に退学してしまった。
- (9) B男はそれ以降、問題行動を起こさず、落ち着いて学校生活を送っている。A男がやめた原因が、自分にあるということを自覚しはじめている。

6 指導上の留意点

- (1) 日頃からあらゆる機会をとらえて生徒の人権感覚を磨き、思いやりの心を育てるよう指導することが必要である。
- (2) 生徒の変化を敏感に感じとり、生徒の出すシグナルを見逃さないような教師の目とカウンセリングマインドを持つことが大切である。
- (3) 十分な生徒理解を一層深めるために、保護者はもとより中学校との多面的な連携を図ることが大切である。
- (4) いじめ問題を指導するにあたって「社会で許されない行為は子供でも許されない」との強い認識に立って指導することが必要である。
- (5) 担任一人が問題解決に当たるのではなく、校内の指導態勢を確立し、基本的な指導方針を明確にして、組織として対応することが必要である。
- (6) 被害者の心の中にはいじめられたことが問題の解決後もダメージとして残る場合がある。カウンセリングマインドによる指導が大切である。

と合わせ早期発見に努めることが必要である。

※日ごろからの確かな情報収集、意見交換ができるように、より密接な中高連携が必要である。

※いじめの指導については早期発見、早期対応に心掛け、学級担任や一部の教師に任せず全員で組織的に取り組むとともに家庭などと密接な連携・協力を図ることが大切である。

※本人の心を理解し、支えることを主眼としたカウンセリングマインドによる対応が必要である。